

ニュース リリース

米国

Nina Krauss

973-455-4253

nina.krauss@honeywell.com

ヨーロッパ

Sabine Chmielewski

+49 5137 999 9411

sabine.chmielewski@honeywell.com

アジア太平洋

Judy Wang

+86 2128 94 2252

judy.x.wang@honeywell.com

日本

瀧瀬 勝之

03-6730-7085 (080-5479-3365)

Katsuyuki.takise@honeywell.com

ハネウエルの地球温暖化係数の低い新しい冷媒に対し米国環境保護庁が乗用車への使用を認可

ニュージャージー州モリスタウンシップ発 (米国時間 2011 年 4 月 7 日)。ハネウエル (NYSE:HON) は本日、自動車用エアコン システムに使用される新しい低地球温暖化係数の冷媒が米国環境保護庁 (EPA) から最終的な認可を受けたと発表しました。

この認可を受けて、米国では冷媒 HFO-1234yf を新しい乗用車に使用できるようになります。HFO-1234yf は、ほとんどの乗用車のエアコン システムで現在使用されている冷媒である HFC-134a よりも地球温暖化係数が 99.7 % 低い製品です。今回の EPA による認可は、重要新規代替品政策 (SNAP) プログラムのに基づくものです。

「今回の認可は、この新しい冷媒の世界的規模での採用に向けた重要な一步となります。現在使用されている冷媒に対してドロップインに近い代替品を提供することにより、自動車メーカーが新たな規制基準を満たすことが可能となります。」と、ハネウエルのフッ素化学品事業部担当副社長兼本部長 Terrence Hahn (テレンス・ハーン) は述べています。

EPA および米国運輸省は昨年、普通乗用車からの温室効果ガスの排出を削減するための新たな基準を採用しました。自動車メーカーは、HFO-1234yf などの気候変動への影響が低い冷媒を採用した場合、基準で定められたクレジットを受けることが可能となっています。

「この新しい化学物質は、我々が気候変動とオゾン破壊に対抗することに役立っています。これはまさに、生命を救い、経済を強化する、自国で開発された画期的なソリューションです。」と、EPA の大気および放射線局管理補佐官 Gina McCarthy (ジーナ・マッカーシー) 氏は述べています。

米国での新しい規制以外にも、欧州連合 (EU) では 2011 年以降、新車モデルに対し GWP が 150 を下回る冷媒の使用を求める自動車用エアコン指令がすでに採択されています。2017 年までにヨーロッパで販売されるすべての新車は低 GWP 冷媒を使用する必要があります。

HFO-1234yf は、大手自動車メーカーが参加した SAE 国際共同研究プログラムなどの独立したテスト グループによる広範囲な安全性と効率の評価の対象となってきました。

SAE のテストにより、この製品は代替冷媒の CO₂ よりも特に高外気温下において優れた環境性能を発揮する一方で「環境と消費者のニーズを満たすうえで自動車用エアコン システムに使用された場合のリスクが最も小さい」ということが明らかとなりました。

業界の推定によると、エアコン システムを搭載した自動車は全世界で 4 億台を超え、それぞれのシステムでは 0.5 ~ 1 kg の冷媒を使用しています。HFO1234yf を使用するエアコンは、特に外気温が高い条件のもとで、CO₂ ベースのエアコン システムよりもエネルギー効率に優れています。詳細な情報については、www.1234facts.com をご覧ください。

ハネウェルは、他のアプリケーションおよび市場向けにさまざまな温暖化係数の低い冷媒、発泡剤、溶剤、エアゾール、その他の材料を開発しています。詳細については、www.abettercool.com をご覧ください。

ハネウェルインターナショナル (www.honeywell.com) は、フォーチュン (Fortune) 100 社にノミネートされた、テクノロジーおよび製造分野におけるトップレベルの複合企業であり、航空宇宙分野の製品およびサービス、ビル/住宅/産業用の制御テクノロジー、自動車部品、ターボチャージャ、特殊材料などを世界中のお客様に提供しています。ニュージャージー州モリスタウンシップに拠点を置くハネウェルの株式は、ニューヨーク、ロンドン、およびシカゴ証券取引所で取り引きされています。ハネウェルの詳細については、www.honeywellnow.com を参照してください。

本プレスリリースには、1934 年米国証券取引法第 21E 項が意味するところの「将来の見通しに関する記述」が含まれています。当社または当社の経営管理者が将来の発生または発生する可能性を意図、予想、予測、確信、または期待する活動、事象、または発展について述べた過去の事実以外の記述はすべて、将来の見通しに関する記述です。このような記述は、過去の経験と傾向、現在の経済状況、期待される将来の発展とその他の関連要因を考慮した経営管理者の仮定および予想に基づくものです。本プレスリリースに記載されている将来の見通しに関する記述は、当社の業務、市場、製品、サービス、および価格に影響を与える経済、競合、行政、技術上の要因を含むが、それらに限定されない多くの実質的なリスクや不確実性にも左右されます。これらの記述は将来の業績や実際の結果を保証するものではなく、発展や業務遂行上の決定が、将来の見通しに関する記述によって予想された内容とは異なる場合があります。

###